国立大学法人群馬大学情報化推進室規程

平成20. 4.17 制定

改正 平成26. 4. 1 平成30. 4. 1

令和元. 9.30 令和 5.4.1

(目 的)

第1条 国立大学法人群馬大学(以下「本学」という。) に、本学における情報化の推進 を図るため、国立大学法人群馬大学情報化推進室(以下「情報化推進室」という。)を置 く。

(業 務)

- 第2条 情報化推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 情報化に関する基本方針を策定すること。
 - (2) 基本方針に基づく情報環境整備計画の立案と検証に関すること。
 - (3) 情報システムの一元化・集中化に関すること。
 - (4) 業務・システムの最適化に関すること。
 - (5) 国立大学法人群馬大学情報セキュリティ対策基本計画に基づく情報セキュリティの確保に関すること。
 - (6) その他情報化の推進に関して必要な事項

(組 織)

- 第3条 情報化推進室は、次の各号に掲げる室員をもって組織する。
 - (1) 情報化統括責任者(以下「CIO」という。)
 - (2) 情報化統括責任者補佐(以下「CIO補佐」という。)
 - (3) 当該業務に関し識見を有する者のうちからCIOが指名する者 若干人
 - (4) 総合情報メディアセンターの主担当を命ぜられた教員のうちCIOが指名する者 1人
 - (5) 研究推進部長
 - (6) 研究推進部総合情報メディアセンター課長

(任期)

第4条 前条第3号及び第4号の室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠 の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長及び副室長)

- 第5条 情報化推進室に室長を置き、第3条第1号のCIOをもって充てる。
- 2 室長は、情報化推進室の業務を掌理する。
- 3 情報化推進室に副室長を置き,第3条第2号のCIO補佐のうちから室長が指名する 者をもって充てる。
- 4 副室長は、室長を補佐するとともに、室長に事故あるときは、その職務を代行する。 (室員以外の者の出席)
- 第6条 室長が必要と認めたときは、室員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くこ

とができる。

(運用委員会)

- 第7条 情報化推進室に,当該業務の運用,開発,支援等を行うため,運用委員会を置く。
- 2 運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。

(事 務)

第8条 情報化推進室の事務は、研究推進部総合情報メディアセンター課において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、学長が行う。

附則

- 1 この規程は、平成20年4月17日から施行する。
- 2 国立大学法人群馬大学研究者情報データベース専門部会規程(平成16年4月1日制
- 定)及び国立大学法人群馬大学情報セキュリティ専門部会規程(平成16年4月1日制定)
- は,廃止する。
- 3 この規程施行後,最初に委嘱される第3条第3号及び第4号の室員の任期は,第4条の規定にかかわらず,平成22年3月31日までとする。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月30日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。